

令和6年4月1日

保護者様

茨城県立竹園高等学校長

学校感染症等による出席停止について

このことについては、学校保健安全法第19条に基づき、学校感染症に感染している場合、他の生徒に感染する可能性のある期間について「出席停止」といたします。

つきましては、以下の治癒報告書（本校のホームページよりダウンロード可）に保護者をご記入のうえ、登校時に学級担任までご提出下さい。

なお、診療を受けた医療機関等で発行された領収書等の写しを添付していただきますようお願いいたします。

【主な学校感染症の出席停止の基準】

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ 百日咳	発症の翌日から5日間、かつ、症状が軽くなってから1日経過するまで 発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱	発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

令和 年 月 日

【学校感染症に関する治癒報告書】

茨城県立竹園高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

- 出席停止の理由（感染症名）（ ）
- 出席停止期間（発症日から登校開始前日まで）  
令和 年 月 日（発症日） ～ 令和 年 月 日（登校日の前日）
- 医療機関名（受診日が確認できる医療機関の領収書等の写しを添付してください）